

刈谷市就学前の子どものための教育・保育施設の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月2日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第1号

刈谷市就学前の子どものための教育・保育施設の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

刈谷市就学前の子どものための教育・保育施設の設置に関する条例施行規則（令和元年規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1保育所の部刈谷市立さくら保育園の項中「205人」を「160人」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。